平成二十三年度

第二回

新

宿

X

住

宅

まちづく

り

審

議

会

議

事

録

新

宿

区

開催年月日・平成二十四年二月二日第二回新宿区住宅まちづくり審議会

## 出席した委員

寺田好孝、小栁俊彦、鹿島一雄加藤明、荒谷英明、伊藤衛、舟生アイ、藤原佐喜子、小田桐信吉、角谷彰雄大方潤一郎、佐分英治、篠原みち子、石川弥栄子

## 議事日程

議題

- 新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出について
- 一 新宿区住宅まちづくり審議会副会長の指名について
- 一 区営住宅の現状と課題について

議事のてんまつ

## 午後二時開会

山崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 宅まちづくり審議会を開催いたします。私は事務局の居住支援係長のましてありがとうございます。ただいまより平成二十三年度第二回住ましてありがとうございます。 本日は、お忙しい中御出席いただき

までの間私が進行を務めさせていただきます。 本日は、委員改選後の初めての審議会ですので、会長が選出される

まず、皆様の委嘱状ですが、机上に配付させていただいておりま

^。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、欠席委員の報告をさせていただきます。

御報告いたします。の過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることをの過半数に達しておりますので、本日の審議会は成立していることを本日欠席の委員は、國吉委員、金子委員となっております。定足数

それでは、資料の確認をさせていただきます。

おお申しつけください。
 まず一番上が次第でございます。その次からが参考としてお配りします。

つきまして、簡単に御説明させていただきます。も何人かいらっしゃいますので、この住宅まちづくり審議会の役割にまず、今回は改選後初めての審議会で、新たに委員に就任された方

を述べることができるとしています。 を述べることができるとしています。 変策に関する事項について審議し、答申するほか、区長に対して意見 関する重要な事項を審議するため、区長の附属機関として設置されて として環境に関する基本条例の中で位置づけられ、区の住宅政策に を述べることができるとしています。

なお、審議会のもとに、必要あるときは専門部会を設置することと

簡単ですが、以上がまちづくり審議会の役割になります。

おります。 条例につきましては、参考資料の住宅マスタープランの中に掲載してまた、先ほど申し上げました新宿区の住宅及び住環境に関する基本

ております。よろしくお願いいたします。 を地計画とか、その辺になっておりまして、もうかれこれ何年になり が、または委員として申し込みをされた動機などを含めまして自己紹 野、または委員として申し込みをされた動機などを含めまして自己紹 野、または委員として申し込みをされた動機などを含めまして自己紹 野、または委員として申し込みをされた動機などを含めまして自己紹 の大方委員がらお願いいたします。 としますので、恐れ入りますが、経歴、または専門分 といと思います。まず大方委員からお願いいたします。 として申し込みをされた動機などを含めまして自己紹 でおります。よろしくお願いいたします。

続きまして、佐分英治委員お願いいたします。
〇事務局(山崎居住支援係長) 佐藤滋委員はまだ来られていません。

の都市再生事業を担当しております。よろしくお願いいたします。いてありますが、新宿区を含みます二十三区のうちの主に西側の十区くお願いいたします。私は今、そこにありますように第五エリアと書の佐分委員 独立行政法人都市再生機構の佐分でございます。よろし

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、篠原みち子委員お願い

○篠原委員 弁護士の篠原です。よろしくお願所有関係、マンション関係を大変多く扱っております。よろしくお願ばの、御苑のそばの事務所で弁護士をしております。専門は主に区分〇篠原委員 弁護士の篠原です。よろしくお願いいたします。すぐそ

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、石川弥栄子委員お願い

〇石川委員 石川弥栄子でございます。城西国際大学の福祉総合学部

よろしくお願いいたします。福祉サービスと居住の連携、福祉のまちづくり関係を教えております。いて少し仕事を続けております。学校では、福祉総合学部ですので、に所属しております。私は住宅、居住が専門で、特に高齢者居住につ

〇事務局(山崎居住支援係長)

続きまして、

区民委員の皆様を御

でいております。以上です。 〇伊藤委員 東京都建築士事務所協会新宿支部の伊藤と申します。専 の伊藤委員 東京都建築士事務所協会新宿支部の伊藤と申します。専 が災害復興模擬訓練ということで佐藤先生と一緒に活動させていた でおります。事務所協会では新宿支部の副支部長ということでやって にて、新宿区耐震補強推進協議会の会長として平成二十年から頑張っ して、近年耐震化の問題がありま がいております。以上です。

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、舟生アイ委員お願いい

ということでございます。よろしくお願いいたします。はシルバー人材センターから参りました。ロートルでも頑張っている〇舟生委員 舟生アイでございます。よろしくお願いいたします。私

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、藤原佐喜子委員お願い

○事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、小田桐信吉委員お願

○小田桐委員 東京都宅地建物取引業協会の新宿支部の支部長をしての小田桐委員 東京都宅地建物取引業協会の新宿支部の支部長をして

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、角谷彰雄委員お願いい

たします。

して、 ども、 きたいと思います。どうぞよろしくお願いします。 す。せっかくの機会でございますので、委員として真摯に向かってい ろいろ建ちまして、いろいろな問題がどうもあるようなこともありま と見えるし、私の自宅のところもあります。最近随分マンションがい 宿区の北の外れでございまして、 住宅がちょうど下落合の三丁目、 ります。 なかなか角谷(かどや)と一遍に読んでくれる人は少ないんですけれ 〇角谷委員 私自身は建築とかそういうまちづくりのことについては素人で きょうは一遍に読んでいただきまして大変ありがたく思ってお 区民委員の志望の動機といいますか、これというのは、 角谷と申します。 名前の読み方がいろいろありまして、 ですから、豊島の状況も歩いている 目の前が豊島区なんです。本当に新 私の

〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、加藤明委員お願いいた

めてでございます。何分御指導のほどよろしくお願いいたします。した。今はもう年をとりましたのでやめておりますけれども、今回初強をちょっとしまして、建築士として建築設計の仕事をやっておりまの加藤委員 初めまして、よろしくお願いいたします。私は建築の勉

○事務局(山崎居住支援係長) 最後になります、荒谷英明委員お願

いいたします。

○荒谷委員 荒谷英明でございます。どうぞよろしくお願いいたので、お役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願いいたか通信販売とか、建築会社とか、いろいろなところを渡り歩いておりか通信販売とか、建築会社とか、いろいろなところを渡り歩いておりで住関連に関して仕事をやっておりました。それから輸入商社ですとす。公募でございます。私は年金生活者でございます。経験は百貨店します。

〇事務局(山崎居住支援係長) 区の職員の委員を御紹介させてい

〇寺田委員 総合政策部長の寺田でございます。よろしくお願いいた

〇事務局(山崎居住支援係長) 小栁委員です。

で、その辺の助成等を行っております。よろしくお願いいたします。ついては東京モデルの都市型ケアハウスについては今大久保で建設中します。私どもは支援付き高齢者住宅、それから都市型ケアハウスにO小栁委員 福祉部長の小栁委員でございます。よろしくお願いいた

〇事務局(山崎居住支援係長) 鹿島委員です。

して、 御応募を賜りまして大変ありがとうございました。この席をおかりい とうございます。また、公募委員の皆様におかれましては、 ことで、新たな制度に対します提言を賜ったり、 たしまして御礼申し上げますとともに、 いただきまして、 〇鹿島委員 積極的な御提言、 前期までの間に区民住宅の二十年の問題、 都市計画部長の鹿島でございます。 現在新しい制度がスタートしてございます。 御発言を賜れば大変ありがたく思います。どうぞ 私どもの住宅まちづくり政策 大変貴重な御提言を この審議会におきま 時限が切れるという 積極的に ありが

よろしくお願いいたします。

**宅課長です。** るために出席しております幹事を御紹介させていただきます。**北村住** 〇事務局(山崎居住支援係長) 続きまして、審議会の審議を補佐す

〇事務局(北村住宅課長) 住宅課長の北村でございます。よろしく

お願いいたします。

詩是

一 新宿区住宅まちづくり審議会会長の選出について

(1)。 いてです。当審議会の会長の選出につきましてお諮りさせていただきいてです。当審議会の会長の選出につせていただきます。議題一は新宿区まちづくり審議会会長の選出につ**〇事務局(山崎居住支援係長)** それでは、次第に従いまして進めさ

んでしょうか。 ることになっていますが、どなたか自薦、他薦で御推薦いただけませることになっていますが、どなたか自薦、他薦で御推薦いただけませ、新宿区住宅まちづくり審議会規則に基づきまして、会長は互選によ

〇事務局(山崎居住支援係長) ただいま小田桐委員から大方委員と〇小田桐委員 大方委員がよろしいのではないかと思います。

いうお声がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

[ 排手]

**〇事務局(山崎居住支援係長)** それでは、**大方委員**を会長に決定さ

ですと、周りを見ますと大先輩の方ばかりで、まだまだ駆出者でござきますと結構年長の部類に入るようにはなってきたんですが、この場の大方会長 このごろ私も大分年をとりまして、いろいろな場所に行

らの進行をよろしくお願いいたします。

〇事務局(山崎居住支援係長) では、大方会長、引き続き議題二かき会長を務めさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。かもしれませんので、若輩者でまことに未熟でございますが、引き続いますが、逆にその分体力がまだ残っているというようなこともある

辞影

二 新宿区住宅まちづくり審議会副会長の指名について

○大方会長○大方会長そうしますど副会長をお願いましょうか。○大方会長

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇大方会長 ありがとうございます。

議題

三 区営住宅の現状と課題について

ます。区営住宅の現状と課題についてということで、事務局から説明〇大方会長 それでは、きょうの本題に入ります。議題の三でござい

て、議題として取り上げた趣旨を御説明いたします。〇事務局(北村住宅課長) それでは、区営住宅の現状と課題につい

をお願いいたします。

満了などの課題が今後生じてまいります。 満了などの課題が今後生じてまいります。だく大ざっぱに申し上まず、区営住宅とは何かということですが、ごく大ざっぱに申し上げないます。の対けますと、低額所得者向けの区立住宅でございます。区営住宅は、住がますと、低額所得者向けの区立住宅でございます。区営住宅は、住がます。区営住宅とは何かということですが、ごく大ざっぱに申し上まず、区営住宅とは何かということですが、ごく大ざっぱに申し上まず、区営住宅とは何かということですが、ごく大ざっぱに申し上

解いただきたいと考えております。ては、区営住宅とは何か、現状はどうなっているかを皆様に十分御理いますが、まず課題の審議に先立ちまして、本日の審議会におきましてれらの課題につきまして、委員の皆様に御審議いただきたいと思

るところでございます。の現地見学なども実施し、一層理解を深めていただきたいと考えていの現地見学なども実施し、一層理解を深めていただきたいと考えていまた、来年度の審議会では今後会長と御相談の上、例えば区営住宅

おります**広瀬**と申します。よろしくお願いいたします。 〇事務局(広瀬滞納整理主査) 区立住宅管理係滞納整理主査をして、それでは、事務局の担当者より資料の説明をさせていただきます。

明いたします。 ために、区が管理してございます区立住宅全体について、簡単に御説) 資料をごらんください。まず、区営住宅の位置づけを御理解いただく 一番目、新宿区における区立住宅についてでございます。お手元の

ます。平成二十三年四月一日現在、区立住宅全体で千五百十一戸の住区立住宅には、区営住宅、区民住宅、特定住宅、事業住宅がござい

を対象に三百八十一戸が供給されております。住宅の所得の上限以上で、なおかつ決められた所得以下の子育て世帯中一戸が供給されております。一方、区民住宅及び特定住宅は、区営日宅、区営住宅、医民住宅、特定住宅の三種類の区立住宅がございます。こ宅がございます。このうち、空き家募集を行う区立住宅としまして、宅がございます。この

ございます。この一月二十七日から弁天町第一区民住宅、通称名ヒ います。 措置として行うものでございます。 ズ牛込という住宅が最初の特定住宅となりました。資格要件は区民住 されました意見の暫定区民住宅制度を条例化して設置したものでござ 民住宅の使用者でありまして、 おります。表の家賃の欄に傾斜家賃とございますのは、 宅と同じでございますが、家賃を市場家賃と均衡を失しない額として 住宅を、引き続き十五年の期間に限り特定住宅として提供するもので の中で御審議いただきまして、 こでは、制度発足から間もない特定住宅について御説明いたします。 付してございます住宅ガイド、三ページにも御説明がございます。こ した。区営住宅はこの後御説明いたします。区民住宅は、 これらの住宅の目的、主な根拠法令などを以下の表に整理いたしま 特定住宅は、昨年度当審議会の区民住宅制度の現状と今後のあり方 簡単に申し上げますと、 区民住宅制度の今後の方向性として出 定期使用許可を受けていない者に経過 制度開始から二十年で終了する区民 従前からの区 お手元に配

募集を行わない区立住宅となっております。より住宅に困窮する従前の居住者向けの住宅でございまして、空き家る事業住宅は、まちづくり推進事業に伴いまして住宅の建てかえ等にまた、この表には載せておりませんが、区立住宅の中にもう一つあ

二番目に区営住宅についてでございます。区営住宅とはということ

として重要な役割を担っております。寄与することを目的とし、住宅市場を補完する住宅セーフティネット賃貸住宅を提供することによりまして、区民生活の安定と社会福祉にでございます。住宅に困窮する低額所得者に対しまして、低い家賃で

てシルバーピアです。世帯と単身者向けの住宅がございます。てシルバーピアです。世帯と単身者向けの住宅がございます。それと単身者向け、これにも一般・高齢者・障害者等がござい族向け、区分としまして一般・ひとり親・高齢者・障害者等がござい」の営住宅の種類でございますが、区で公募する区営住宅には、家

ております。
活相談等を受けるワーデン、生活相談員といいますが、等が配置され
生活がおくれるよう配慮した高齢者集合住宅でございまして、日常生
シルバーピアといいますのは、高齢者の方が自立して安全な日常

等には二十一万四千円以下という基準がございます。 件でございます。世帯全員の月額の所得が十五万八千円以下、高齢者二ページの申込区分と使用資格になってございます。三番目に所得要込む部屋の種類によりまして条件が異なります。これも住宅ガイドの者が申込日現在新宿区に居住していること。二番目に世帯条件、申し二ページになります。主な応募資格としまして、住所要件、申込

八千円ということになります。 八千円ということになります。 大千円ということになります。 は住宅ガイドの一ページに年間所得金額が記載されておりますが、 は住宅ガイドの一ページに年間所得金額が記載されておりますが、 は住宅ガイドの一、二ページをお読みいただければと思います。 しており、住宅土地を所有していないことなどがございます。詳しく

次に、区営住宅の使用料でございます。世帯の月額所得金額と住

ってございます。有型では、一般世帯向けが多く、借上型では高齢者単身向けが多くな了型では、一般世帯向けが多く、借上型では高齢者単身向けが多くな二十三年四月一日現在千六十一戸の区営住宅を供給しております。所区の区営住宅についてです。種類と戸数といたしまして、区では平成五番目としまして、区営住宅の種類と戸数ということです。まず、

世帯向けは面積が広くなってございます。住戸の規模でございます。面積が狭いものの多くは単身者向けで、

宅のみの数で、区営住宅の内数ということになってございます。 常当たりの公営住宅戸数でも二番目に多くなってございまして、区営住記載のとおり、区営住宅には公営住宅法に基づく公営住宅と、区が独新宿区の公営住宅が九百八十九戸となっておりますのは、欄外の※にまでの公営住宅が九百八十九戸となっておりますのは、欄外の※にも、といる公営住宅が九百八十九戸となってございます。表中の他区との比較でございます。三ページの表をごらんください。区

す。

を必営住宅の区民千世帯当たりの戸数では六番目ということになりまた公営住宅の区民千世帯当たりの戸数では六番目ということになりまき者に、都営住宅の数も載せてございますが、区営と都営合わせ

^。一つ目は世帯主の年齢層とございますが、これは名義人の年齢層次に、入居者の現状でございます。まず、訂正が二カ所ございま

訂正をお願いいたします。 では、公募の際の申込者のことで、必となります。名義人といいますのは、公募の際の申込者のことで、必となります。名義人といいますのは、公募の際の申込者のことで、必となります。名義人といいますのは、公募の際の申込者のことで、必となります。名義人といいますのは、公募の際の申込者のことで、必

r。 上の方が八百十九世帯で一番多く、全体のおよそ八割を占めておりま上の方が八百十九世帯で一番多く、全体のおよそ八割を占めておりまりでは、名義人の年齢層についてですが、ごらんのとおり六十歳以

てございます。一万一円から二万円までが四百五世帯で一番多く、およそ四割を占め五世帯と一番多く、全体のおよそ六割になります。使用料分布では、近に、四ページになります。世帯構成では、ひとり世帯が六百十次に、四ページになります。世帯構成では、ひとり世帯が六百十

占めていることが御理解いただけるかと思います。できませんが、区営住宅全体の必要経費として借上料が大きな部分を建物の建設費などがここでは計算されておりませんので単純な比較はージでございます。所有型住宅には、土地の価格、土地の取得価格やす。区営住宅の必要経費等の表と、この表をグラフ化したものが五ペす。区営住宅の必要経費等の表と、この表をグラフ化したものが五ペ

ざいませんので、了承しておいていただきたいと思います。 なお、あわせて大規模修繕等の維持経費等もここでは考慮してご

行った住宅でございます。竣工年度よりも管理開始が古いものが一部表の管理開始の欄は移管の年になります。それ以外は区が建設などをアパートという名称がついているものが東京都から移管された住宅で、宅は十六住宅ございます。このうちナンバーーからナンバー九までの続きまして、所有型区営住宅一覧でございます。所有型の区営住続きまして、所有型区営住宅一覧でございます。所有型の区営住

ざいます。これは東京都から移管された住宅を建てかえたためでございます。これは東京都から移管された住宅を建てかえたためでご

計画がございます。それ以外は未定となっております。この後御説明いたしますが、再編整備をしまして、弁天町へ移転するナンバー一、二、三の早稲田南地区の三アパートにつきましては

編整備しまして弁天町へ移転する計画がございます。うち、早稲田南地区の三アパートは、先ほども申し上げましたが、再上でエレベーター未設置の区営住宅は表のとおりでございます。この、六ページをお開きください。所有型区営住宅のうち、三階建て以

私からの御説明は以上でございます。

○事務局(芝本主査) 引き続きまして、私、居住支援係主査芝本から、三番、住宅マスタープランに掲げる区営住宅の課題について説明ら、三番、住宅マスタープランに掲げる区営住宅の課題について説明

して平成二十年一月に策定されたものです。 区における新たな住宅政策のあり方について」という答申を踏まえまら御審議いただきまして、平成十九年四月に御提出いただいた「新宿ら御審議いただきまして、平成十九年四月に御提出いただいた「新宿とでマスタープラン」をごらんいただきたいと思います。この住宅マニの資料のほかに、机上に配付しましたベージュ色の本、「新宿区

ます。一つ目の「①区営住宅の建替え等と敷地の有効活用」のところちらにその二つの課題に対する政策の目標と施策の展開が示されていります。一つは、「区立住宅ストックの有効活用、二つ目は公平で的ります。という表題で、区営住宅の現状と課題を二つにまとめておこページの中央から五番「区立住宅ストックの有効活用と公平で的確によりのますが、十三ページを開いていただけますでしょうか。十

現状にあります。 現状にあります。まず、所有型区営住宅の老朽化に対して建替え等に関 のこざいます。まず、所有型の区営住宅の移管を受けた、先ほど広瀬から説明がありま したように、区が都営住宅の移管を受けた、先ほど広瀬から説明がありま したように、区が都営住宅のほとんどは、先ほど広瀬から説明がありま でございます。まず、所有型区営住宅の老朽化に対して建替え等に関

っています。「コーポラス」という名前のついたものが区で建替えたものなどにならに、先ほどのリストでいいますと、十番以降の名称の最後に

高度利用や住宅の集約によって用地の創出を図る再編整備が必要とさ 再編整備による敷地の有効活用」で、 ランの四十ページに掲載されております「早稲田南町地区の区営住宅 町地区の区営住宅の三つ、上からの三つにつきましては、マスタープ 年の年限がきているものに該当しています。これらのうちの早稲田南 から六番までの西新宿四丁目アパートの六つのアパートが現在三十五 ど御説明した五ページの所有型区営住宅のリストでいいますと、一番 経過しているものが建替え事業の要件になっています。資料の、 ということになっておりまして、その七十年の二分の一の三十五年が 耐用年数については国土交通省から耐火構造のものについては七十年 うものが耐用年数の二分の一を経過するということがございまして、 たに購入しまして、 こうした公営住宅法においては、 このたび早稲田南町の近隣に位置します弁天町の国有地を新 この早稲田南町のエレベーター未設置の三つのアパートに 区営住宅を建設することが決まりました。三アパ 公営住宅の建替え事業の要件とい 建替え等の手法によって土地の 先ほ

策定に向け作業を行っているところです。ラス」として、平成二十七年度の竣工を目指し、ただいま基本計画のート全七十三戸を移転対象としまして、仮称ですが、「弁天町コーポ

て、 すけれども、この四以降のアパートにつきましても、設備や外観以外 フティネットとしての需要に的確に対応した再編整備の計画を今後策 なってきます。区営住宅の効率的かつ円滑な更新を行って、 住戸の条件等に応じた建替えや、 居住されている方も多いため、 備のない住宅がございます。これらの住宅については、 ができない住宅、あるいは住戸内に高齢者へ配慮したバリアフリー設 にも老朽化が目立つ住宅があるほかに、法令やスペースの問題によっ 定していく必要があります。 恐れ入ります、資料に戻りまして、五ページの四以降のアパートで 今ある住宅にエレベーターや、一階部分へのスロープなどの 入居者の高齢化が進んでいます。 個別改善、 大規模改修などが必要と 建設当初から 住宅セー

にまとめさせていただいています。いない、あるいは達成されているといった現状がございますが、簡単スタープラン」に掲げられました課題で五項目、まだまだ達成されて(二) 「セーフティネット機能の強化」、これについては、「住宅マ資料六ページに戻ります。資料六ページ、ペーパーの下のほうです。

再借上する方向で意見をまとめていただきました。しかしながら、再のますが、「借上型区営住宅の契約期間満了に対する対応」です。借上型区営住宅には、借上期間が二十年度の新宿区住宅まちづくり審議会上型区営住宅には、借上期間が二十年の住宅と二年の住宅が合計で約ますが、「借上型区営住宅の契約期間満了に対する対応」です。借金利金のでは、「は、一)としております。四「住宅マスタープラン策定後の課題」、

ころです。
ころです。
ころです。
ころです。
ころです。
にあるとのおりにはまでは、この再借上期間満了時に対する区営住宅の確保に対するに関題と、この再借上期間満了時に対する区営住宅の確保にの課題が残っています。区としましては、先ほどの所有型の区営住借上期間満了時にはまた新たに区営住宅を確保しなければならないと

しくお願いいたします。御不明な点などありましたら、お尋ねいただけたらと思います。よろ本日の資料の説明については以上になります。今までの御説明で、

ろうと思うんですが、いかがでしょうか。 率的かもしれないというような面も出てきているということで、 が不要ということもありますので、 は鎮静して、それからこういう建てかえの場合はいずれにしろ土地代 っていたようですが、一方で、その後日本ではバブルも崩壊して地価 うような流れもありましたが、石から人へとか、フランスなどではい 方で、バブルのころから世界的に公営住宅というのは直営でいくとい いろいろ考えなければいけない時期にきているということですね。一 しつつある。その建てかえとか更新をどうしようかということをまた ありましたが、区営住宅が、所有型も、 願いいたします。ちょっと補足説明しますと、要するに今の説明にも 〇大方会長 それでは、御質問などございましたらどうぞ御自 うよりは借り上げでいくとか、家賃補助とか、バウチャーでやるとい の中をリセットして、 皆さんの知恵をいただきたい、そんなお話だ 借上型よりむしろ直営のほうが効 それから借上型も大分老朽化 由 少し にお

れども、出ていくお金ももっと少ないというような格好ですけれども、ろに、歳出・歳入の比較とございます。所有型は入るお金も少ないけーつだけ私から、前提なんですが、きょうの資料の五ページのとこ

らいの区切りがあるとよろしいと思いますが。

なければまた……。

をすればよろしいんですか。国や都の補助で新宿区としては負担がなかったという、そういう理解国や都の補助で新宿区としては負担がなかったという、そういう理解これは実際最初につくったときは土地代とか建物の工事費というのは、

○事務局(芝本主査) 都営住宅の移管の際には無償でいただいている事務局(芝本主査) 都営住宅の移管の際には無償でいただいていません。

○大方会長○大方会長ですから、毎年の経常予算から出ていかなくても、起債

○大方会長 特に六十五歳以上の前期高齢者と七十五歳の後期高齢ぐっていたのとその前段階なんですが、三ページに入居者の現状というっていたのとその前段階なんですが、三ページに入居者の現状というか、教えていただければと思います。世帯主の年齢層、六十歳以上がうか、教えていただければと思います。世帯主の年齢層、六十歳以上がうか、教えていただければと思います。世帯主の年齢層、六十歳以上がうか、教えていただければと思います。世帯主の年齢層、六十歳以上がうか、教えていただければと思います。世帯主の年齢層、六十歳以上がうか、教えていただければと思います。世帯主の年齢層、六十歳以上がうか、教えていただければと思います。

していただいて、後で出てきたらまた。

**〇事務局(北村住宅課長)** 資料はありますけれども、探して後ほど

〇大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロの大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロの大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロの大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロの大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロの大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロの大方会長 今は国勢調査などでもその辺の年齢と世帯の規模をクロ

以上でございます。

〇大方会長 これは世帯ではなくて人数ですね。

〇事務局(広瀬滞納整理主査) 人数でございます。

○角谷委員 資料の中の六ページの(二)セーフティネット機能の強す。

して承継者とするものでございます。ただし、三親等内の高齢者あるますが、改正使用承継厳格化した後は、同居していた配偶者を原則とは同居親族の方であれば承継が生じたときに認めていたものでござい**の事務局(広瀬滞納整理主査)** 使用承継でございますが、これまで

で特例として認めるということでございます。いは障害者等につきましては配慮をしまして、居住の継続ということ

○大方会長 承継の問題よりも、むしろ御質問の趣旨は、所得が高く○大方会長 承継の問題よりも、むしろ御質問の趣旨は、所得が高く

○事務局(広瀬滞納整理主査) 収入超過という形で、一定の所得以

**〇大方会長** 応益応能負担で家賃が上がっていくというところは上が

**〇事務局(広瀬滞納整理主査)** そうでございます。区営住宅の根本っていくんですね。

的な家賃の仕組みが応能応益になってございます。

家族からの収入証明みたいなものをもらっていますか。 ● その場合に、年に一回とかそういう形で、本人とか同居

〇事務局(広瀬滞納整理主査) 収入報告という形で皆さんに出して

**〇大方会長** 自己申告ですか。

で、給与の源泉徴収票だとか、確定申告書の控えとか、そういったもます。添付書類等は所得を証明するもの等、家賃を算定いたしますの家賃を決定するために制度としてやっていただいているものでございの事務局(広瀬滞納整理主査) 6月に、これは区営住宅の次年度の

のを出していただいています。

そっちはそっちでまた予算の制約があって、 度のようなほうが公平ではあるんだろうと思いますけれども、 方にはすべて家賃補助などができるのでしたら、 けなんですね。ですから、 いというようなこともあって、 思いをするけれども、不公平感が残るとか、あるいは資格が本当はな 給でやる場合、数が限られますし、どうしても当たった人が大変いい それは参照できないという、そういうことですね。ですから、直接供 ろだと思います。 いというようなこともありますので、 と思うけれども、目的外使用というようなことになって、こちらでは でも、一方で借地借家法の観点からいうと追い出すのも難し 本当は厳しく、 本当は予算がたくさんあって、資格のある 住民税のほうでは見ていらっしゃるんだ その辺がずっと課題にはなっているわ その辺の政策判断が難しいとこ すべての人に行き渡らな 確かにバウチャー制 一方で

するという方向になった。十五年の延長はするんだということでいい 終了という、 れは先回決まったわけですけれども、 がずっと流 前はもう時代の要請は終わっているから再借上はしないんだというの には再借上をするという方向に意見はまとまったようですが、それ以 さい、そういうことではなかったでしょうか。 会の議事録を読ませていただきますと、 いうような方向で審議が進んでいたような。間違っていたらごめんな 〇荒谷委員 なっているわけですね。 れていた、議事録の中にもあるような気がするんです。そ 7ページのプラン策定後の課題という中で、 では、 ここに書いてあるのは。 十五年の延長をするということに、これを見る限 借り上げはすると。しないという方向が 今度例として三十五年の転貸借 借り上げは再借上はしないと というのは、区としては四百 先回の二十二年のとき 過去の審議

> 間違いないでしょうか。 賃を勘案して云々というふうなことが書かれておるんですが、それでて、それを十五年を延長するんだと。ただし、値段については市場家こに書いてあるわけですね。ということは再借上をすることが決まっうないんだというふうなことで、それが今問題なんだということはこ戸あるうちのそれが二十年にきているので、ほかに転居する場所がも

微妙に違うので、その辺も含めて御説明してください。 上げている、その契約の更新をするという話が、同じ言葉だけれども. 意味の再借上という部分と、建物自身は民間の地主さんから区が借りこれまでの応能応益家賃をスライド式にして上げていくという、そのて大会長 ちょっと御注意いただきたいのは、三十五年間までの、

**〇事務局(北村住宅課長)** では、御説明させていただきます。

いうことがございます。それで、区民住宅については二十年で終わる いるという言い方が適切かどうかわかりませんが、 パートですけれども、この中には区営住宅と区民住宅が両方混在して いうのが低所得者向けの住宅です。 区民住宅というのは中堅所得者向けの住宅です。それで、区営住宅と 住宅の、ほかにもありますけれども、 明してちょっと複雑でしたけれども、 ように、 ては結論は出ていないところでございます。 はどうするのかということについては、 会から御意見をいただいているところでございます。 け れども、引き続き十五年借り上げしますということで、これは審議 まず、今回問題になっているのは区営住宅です。 十五年借り上げれば自動的に借り上げるというのが今の基本的 区民住宅と区営住宅は一つの建物の中に入ってはおりますの 借上住宅、言ってみれば民間 とりあえず二つということで 区立住宅には、区民住宅と区 前回の審議会では扱いについ ただ、今申し上げました 冒頭いろいろ 両方入っていると では、 区営住宅 このア

よろしいでしょうか。それが区営住宅については決まっていないということでございます。どうするのかということが今、要するに三十五年後はどうするんだと。考え方かと思います。ただ、これは十五年で区営住宅、ではその次は

**〇大方会長** 御理解いただけましたか。

です。〇荒谷委員 もう少しお伺いしたいんですが、これは継続して皆さんこ十年間お住みになったという、使用者は。1割ぐらいはかわってい二十年間お住みになったという、使用者は。1割ぐらいはかわってい

○事務局(北村住宅課長) 具体的な数字は手元にございませんが、
 ○流谷委員 言うならば、入ってしまえば永久に住めるということできるものがありましたら次回以降お出ししていきたいと思います。ですが、入っている方を正確に審査するというようなところが、報告ですが、入っている方を正確に審査するというようなということでが永住をしてしまうということでが永住をしてしまうということでが永住をしてしまうということであかはなくて、別の何かいろいろな形でやらないと、ほとんどの人だけではなくて、別の何かいろいろな形でやらないと、ほとんどの人だけではなくて、別の何かいろいろな形でやらないと、ほとんどの人だけではなくて、別の何かいろいろな形でやらないと、ほとんどの人が永住をしてしまうということで、あきというのはほとんど出てこなが永住をしてしまうということで、あきというのはほとんど出てこなが永住をしてしまうということで、あきというのはほとんど出てこなが永住をしてしまうということで、あきというのはほとんど出てこなが永住をしてしまうという。

て、また、居住するためのいろいろなルール、マナーをことごとく守たことについては丁寧に御説明していくということが一つの方法でしては、住宅の明け渡し努力義務等があるわけでございます。そういったしましたように、収入基準がオーバーしているという方につきましになること自体は何ら問題がないわけですが、例えば先ほども説明いの事務局(北村住宅課長) 入居者資格を満たしている方がお住まい

な形をとっている場合も多いところでございます。で、私どもといたしましては、退去の指導あるいはお願いというよう者の方は借地借家法、あるいはその他の法律で保護されておりますのは法的な措置をとらざるを得ないということはございます。当然入居いう立場ではございますが、ただ究極的には退去していただくためにらないような方についても我々としては使用許可を取り消していくと

○荒谷委員 最後に一つだけ質問なんですが、ここに東京都の中ではれども。○荒谷委員 最後に一つだけ質問なんですが、ここに東京都の中ではれども。

〇大方会長 もちろん足りないです。

**〇荒谷委員** どのくらいの算定……

○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本記書○本記

〇大方会長 新宿区に限らず、東京都内でしたら区営住宅非常に安い

と思います。と思います。と思います。と思います。と思います。とは高齢者の方もふえて、所得水準の低い方が非常に多いですから、今は高齢者の方もふえて、所得水準の低い方が非常に多いですから、今は高齢者の方もふえて、所得水準の低い方が非常に多いですから、今は高齢者の方もふえて、所得水準の低い方が非常に多いですから、

○事務局(広瀬滞納整理主査) 補足でございます。○事務局(広瀬滞納整理主査) 補足でございます。区営住宅の応募の状況をお知らせしたいと思います。先年の五月の区営住宅の応募の状況をお知らせしたいと思います。先年の五月の区営住宅の応募のの状況をお知らせしたいと思います。

以上です。

〇大方会長 そういう状況です。

**〇藤原委員** お伺いしたいんですけれども、二点ほどお伺いしたいと

か。この内訳は皆さんあと五年後に移管できるような状態なんでしょか。この内訳は皆さんあと五年後に移管できるような状態なんでしょうお、一、二、三と住所が違っておりまして、ここにいる七十三世帯は、も、一、二、三と住所が違っておりまして、ここにいる七十三世帯は、も、一、二、三と住所が違っておりまして、コニにいる七十三世帯は、一点は、五ページの、先ほど言われました所有型区営住宅の一から

京都の都営住宅ということだったんですけれども、これはここの三カーそれと、このアパートは、先ほど所有型ということで、もともと東

いしたいと思っております。

いしたいと思っております。
所は都に返還を、住宅ごと返還するのでしょうか、二点ほどお伺
京都になるのでしょうか、新宿区になるのでしょうか、不れとも新宿区でここは所有をできるのでしょうか。
所有型なので、そのまま新宿区でここは所有をできるのでしょうか。
したら非常に、一棟ずつか、要するに小さい規模の都営住宅だと思うしたら非常に、一棟ずつか、要するに小さい規模の都営住宅だと思うしたら非常に、一棟ずつか、要するに小さい規模の都営住宅だと思うか。おいしたいと思っております。

○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)

いります。 踏まえ、区全体的な視野から別に検討会を設けて有効活用を考えてま 転後の跡をどうするかということにつきましては、色々な行政需要を 二点目の御質問ですけれども、これは区の土地、施設ですので、移

○藤原委員 そうしますと、この移転に関して、ここの方が二十八年 の藤原委員 そうしますと、この移転に関して、ここの方が二十八年

もう一つ、ファミリー世帯でしたら、早稲田南、ここのところと弁

うか。それが不安になりましたので、お聞きしたいと思います。うので、その辺のことの通達というのはしっかりできているのでしょ帯の方で、入ったばかりの方とか、そういう方は学校がかわってしま辺だけ、高齢者の方は一向に大丈夫なんですけれども、ファミリー世その辺はファミリー世帯の人はもう了承しているのでしょうか。その天町では小学校、要するに学校区が変わってしまうことがあるので、

○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)こちらの二十七年度に移転という予定で

こ。こ。このでございます。おおむね了承していただいていると認識してございをころ学校区が変わるので困るみたいなお話はいただいていないとこ変わることなく、学校のことも御指摘いただきましたけれども、今の変わることなく、学校のことも御指摘いただきましたけれども、今のだと。建物が新しくなるし、設備も新しくなるし、生活圏もそれほどで、計画のお話はさせていただいております。おおむね喜ばしいことも、同意書のようなものはまだ取っていません。まだ計画段階ですのところでございます。おおむね了承していただいております。

その辺のことはどうなんでしょうか。からお部屋が一つになるとか、その辺の世帯に対してお部屋も同じか

○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本表局でございません。ただ、私どもの考え方としては、入居者の方はございません。ただ、私どもの考え方としては、入居者の方まってはございません。ただ、私どもの考え方としては、入居者の方まってはございません。ただ、私どもの考え方としては、入居者の方をがはござい方に入っていただくかというような、そこまで議論が煮詰転するということができたいと現状では考えているところでございます。

○藤原委員 そうしますと、新規の入居者もふえてくるというこなり募集をかけることもできて、新規の入居者もふえてくるというこか。

○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○本務局(北村住宅課長)○本書<

○篠原委員 七ページのところの策定後の課題の中で、借上期間が二のお話ですと大規模修繕等の費用は考慮していないでこういう数字にいのと、それから、もう一つは五ページなんですけれども、五ページいのと、それから、もう一つは五ページなんですけれども、五ページいのとこ十年の住宅の割合は大まかにどの程度かというのを一つ伺いたまりも出ていくお金が三分の二を超えて多いですね。しかも、先ほどのお話ですと二年の住宅が合計四百戸あると書いてあるんですが、二十年の住宅と二年の住宅が合計四百戸あると書いてあるんですが、二十年の住宅と二年の住宅が合計四百戸あると、かなりの金額が、出ている。

ですけれども、その点どういうふうにお考えですか。くだけになるという言い方はおかしいんですけれども、なると思うん

○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)○事務局(北村住宅課長)

お年寄りがどんどんふえていく。 い人がどんどんふえていく可能性もあります。 と思いますね。**大方先生**がおっしゃったとおり、これから所得の少な んです。 のところ十四戸、六十四・九倍ですね。これはかなりの倍率だと思う 応募者が千二百名のところが十八戸、六十六・七倍、片一方は九百九 ほど私から御質問を申し上げました。その後に倍率の話が今出ました 〇角谷委員 こだわっているようで申しわけないんですけれども、先 後もっとわかりやすい数字のものを出していきたいと考えております。 ければいけないというのは、会長と御相談させていただきまして、 を進める上においてはどういう資料が必要で、どういう考え方をしな この議論をするには資料が若干不備な点がございますので、この議論 な区の支出は多くならざるを得ないという傾向でございます。 者のためのセーフティネットでございます。どうしてもこういうよう ましく思うと思うんです。先ほどのお話を聞くと、ちょっといろいろ 経費のお話しですけれども、 私がもし応募した人間だと、この倍率を聞いたらもうだめだ 要望がどんどんふえてくるというような気がするんです。 例えば新しいところに区営住宅ができたらだれもうらや 基本的に区営住宅というのは低額 当然年金だけが収入ということにな それから、 高年齢の方 ただ、 所得

> 点いかがでしょうか。要望ということで、 十何倍ではちょっと厳しいなという気がするのではないでしょうか。 かないと、入りたい人がいつまでたっても入れないのではないか。六 もしれませんけれども、今の制度よりもうちょっと上の段階でしてい いますから。 私率直にそう思いましたので意見を言わせてもらったんですが、その ても十分な人はいると思うんです。そういう人を、本当に難しい話か ですけれども、報告するという形ではなくて、ある程度何戸か退去し だ、ちょっとお話を聞くと、今住んでいる方の善意を、 いですけれども、そちらで余り厳しく、 ましい問題があって法的な問題が出てくるというのは当然私もわ 借地権だ、 借家権だと、 その人を保護されていますから。 厳しいという言葉はおかしい 今お答えは難しい話だと思 性善説では

本当に悩み深いところでございまして、私わけでございます。そうはいっても、丞 てお願い、 事態になれば、 説明させていただきますと、公営住宅法という法律のもとにやって 〇事務局(北村住宅課長) いります。 ところでございます。御意見賜りまして、 でございます。 また、一方で借地借家法というものの適用も大部分受けているところ まざまなことが法によって規制されているということがございます。 るものでございます。入居者資格、 るところでございます。ただ、 あるいはもうちょっと強く指導という形で取り組んでいる 何らかの法的措置というのが残された手段としてある 先ほど申し上げましたように、どうしても退去という 御指摘の趣旨、 公営住宅というのは、一つはもう一度 住宅の明け渡し請求やその他のさ 委員御指摘の趣旨は十分私ども 日々いろいろな入居者に対し いい方法を今後も考えてま 私どもも十分理解して

〇大方会長 その辺の資格審査の厳密化というのもあるんですが、基

いて、 厳格なところに少し、一歩前進したという、そんな状況ですね。 状況にありますので。 る部分で、 らざるを得ないと思うんですけれども。 シーがあって、それなりの財政措置もついて、 が責任を持って公営住宅を供給するんだという、まず国レベルのポリ るのでしょうか。そういう方には国が責任を持って、あるいは自治体 本的にかつてのイギリスのように、 くるという、そういう体制がない限り現実には継ぎ接ぎ的な施策にな 所得の問題についてもまた今後検討していきたいと思います。 なかなか答えが出ない。ただ、継承のところについてはかなり 一部区が新宿区としてもやっているという、非常に難しい この会でも毎年のようにこの問題は議論はして 要資格者、 しかも、本来は都がやってい 必要な数はちゃんとつ 国民の二割ぐら だか

ら考えられていたのかなというのが 思うんですけれども、先ほど六ページにエレベーター リンクもする必要もあるのかなと思いつつ、 葉の中から意味する内容と、いわゆる福祉的な意味合いの話と、多少 な質問をするかもしれないんですけれども、 〇伊藤委員 未設置でやっているんですけれども、 区営住宅の条件として、 宅というのがあります。これは、 (ード側の対応を常にしていかなければいけないというふうに考える わゆるいろいろな弱者といわれる方はいろいろな形態があるかと れども、 今回初めて出席させていただいているのでとんちんかん エレベーター未設置ということで、これは当初から ですけれども、この辺はどういうふうに当初か例えば階数が四という場合でもエレベーター 例えば人間というのは加齢対応型で 一つあります。 お話ししたいんですが。 住宅まちづくりという言 未設置の区営住

のときも、あるいは東日本の震災に遭われた被災者の方々の仮設住宅れていた人たちが一つの建物に入ってくるんですけれども、阪神淡路(それから、今後建てかえをする。先ほど南町アパート、三つに分か

るのか。その二点を教えてください。 とういう広場とか、そういったもの辺はどういうふうに考えておられたちに対するソフト面の対応とか、そういった面については、貸せんたちに対するソフト面の対応とか、そういった面については、貸せがいということではなくて、住まいを提供すればそれで済むというなったり、老老介護のような、そういうながける孤独死のような形のことについては、例えばコミュニティ的

ざいます。 その後エレベーターがつけられる住宅につきましてはエレベーターを 営住宅の考え方としてついていなかったものでございます。 いますが、これは東京都より移管された住宅でござい 〇事務局(北村住宅課長) エレベーターをつけられるものについてはつけてきたところでござい 建築上の問題からエレベーターを設置することが困難という状況でご 新たな住宅をつくるということでございまして、下の二つにつきまし つけてまいりました。エレベーター未設置の上の三つにつきましては 私どもとしましては、当然高齢化社会でございますので、 まず一点目、 エレベーターの まして、 設置でござ 私どもは 当初都

ある住宅にしていきたいと考えてございます。れから高齢者世帯の方、いろいろな方が住める、いろいろな間取りのれから高齢者世帯の方、いろいろ考え方で、ファミリー世帯の方、そきましては、集会室、コミュニティ広場を設けるなど考えてございます。このたびの弁天町の区営住宅につたれから、二点目のコミュニティの問題ですが、私どもこれは非常

〇大方会長 ほかにいかがでしょうか。

○篠原委員 つまらない定義の話なんですけれども、二ページの下か

きるようでしたらお願いします。住宅というのともまたちょっと違うのかなと思うので、もし説明がで言葉ですね。その辺の出入りがよくわからないので、それとあと公的言葉が出てきて、これは最初にいっている区立住宅とはちょっと違うら二行目と、それから三ページの表を見ますと、区の公営住宅という

昭和二十六年にできました公住法と言っていますが、に基づく住宅で ことになってございます。区営住宅の定義になりますと、公営住宅、 対象としている住宅ということになります。 住宅及びこれらの住宅の付帯施設等をいうことで、 施行規則に定める基準の範囲内の収入のある者に対して区が設置する が設置するもの、または特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 に関する法律に基づく住宅、その他国の制度に係る住宅であって、区住宅、これは特優賃法といいまして、特定優良賃貸住宅の供給の促進 管理する住宅という形で、今あるわけでございます。このほかに区民 に基づくものと、公営住宅法に基づかない、いわゆる区が単独で設置 をいうということになっていまして、区営住宅そのものは公営住宅法 収入のある者に対して区が設置する住宅及びこれらの住宅の付帯施設 区が設置するもの、または、公営住宅施行令に定める基準の範囲内の 条例では、 ていただきたいと思うんですが、区立住宅というのは、新宿区の住宅 〇事務局(広瀬滞納整理主査) 区営住宅、区民住宅、 特定住宅及び事業住宅をいうという 条例上の定義ということで説明させ 中堅所得者の方を

## 事務局(北村住宅課長) 補足です。

ので、私がもう一度説明をさせていただきます。 定義的なものは今広瀬が申し上げたとおり、ちょっとわかりづらい

ます。公営住宅というのは、公営住宅法という法律に基づいてつくっ一つは、区営住宅と区の公営住宅がどう違うかということかと思い

では呼んでございます。に提供しているものもございます。それをあわせて区営住宅と新宿区で提供しているものもございます。それをあわせて区営住宅と新宿区づかないで区が単独でつくった住宅を、公営住宅と同じ基準で入居者す。ただ、区が区営住宅という場合には、この公営住宅プラス法に基たもので、当然公営住宅法に基づいたものは補助金等が出てございま

○伊藤委員 先ほど質問をし忘れたんですが、高齢者住宅の供給状況

○事務局(北村住宅課長) 今、委員がおっしゃったのはシルバーピアという形ではということですので、ワーデン等を伴ったシルバーピアという形では実施しておらず、通常の区営住宅でございまして、それを建てかえるアのことかと思います。今回の早稲田の三アパートはシルバーピアはアのよかと思います。今回の早稲田の三アパートはシルバーピアはアのよりとです。

ていくということはあるのでしょうか。どんどん年をとっていくわけなんですけれども、そういう体制になっ〇伊藤委員 将来的にそういう可能性というのはあるのでしょうか。

〇事務局(北村住宅課長) 現状の計画の中ではそういうことは考え

人が区営住宅に応募しなかったということであればしようがないんで円か何かの家賃というふうなことなので、この人たちは結果的には本したね。あのときに亡くなられた方というのは高齢者、五万三千七百の荒谷委員 話がそれるかもわかりませんが、大久保の火災がありま

うふうに理解していいのでしょうか。 利があるわけですね。結果的には量が足りないから収容できないといわが、この人たちは本来は、民営ですから管理者に、家主に任されておるんだと思いますけれども、本来はこの人たちは区営住宅に入る権おるんだと思いますけれども、本来はこの人たちは大けでのニュースですから実態はわかりませね。その状態は、水回りは台所しかなくて、トイレとふろは共有といすが、本来はこの人たちは区営住宅に申し込むことはできたわけですすが、本来はこの人たちは区営住宅に申し込むことはできたわけです

〇事務局(北村住宅課長) 難しい御質問ですけれども、入居者資格

在の内訳というのがわかれば教えてください。け、シルバーピアの住宅がありますということなんですが、これの現の伊藤委員(もう一つ、一ページ目の区営住宅の家族向けと単身者向

○事務局(広瀬滞納整理主査)区の区営住宅の今の内訳は二ページ

合計は出ませんが、これだけしかないということです。 〇大方会長 一覧が出ていますね。御自身で集計していただかないと

ございます。 **〇事務局(広瀬滞納整理主査)** 今言っていただきました七ページで

O大方会長 いかがですか。

○佐分委員 二点質問をさせてください。

は受け入れられるという予定がおありなのかどうかというのが一点目は受け入れられるという予定がおありなのかどうかというのが一点目の点になるである。

○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)

いうのが基本的な考え方でございまして、新たに都から移管を受ける営住宅、今ある区営住宅をストックとして有効に活用していきたいとすが、私どもの公営住宅は二十三区の中でもトップクラスということすが、私どもの公営住宅は二十三区の中でもトップクラスということれはマスタープランの三十九ページをごらんいただきたいと思います。こ**〇事務局(北村住宅課長)** 都営住宅の移管の問題でございます。こ

という考え方は今持っていないところでございます。

で問題というのは出ないのでしょうか。 この借り上げを再借上をずっとしていますと、 うことはないのでしょうか。要するに、 宅が限定されているのと同じように、 している人は長期居住する居住状況がありますから、それは再借上を 借上はとてもいいんですけれども、 固定してしまうということはないのでしょうか。再借上しますね。再りますね。そうすると、所有者、借り上げしてもらいたい、所有者が しなければなりませんということなんですが、 題というところで、再借上期間が満了時には新たに区営住宅の確保を しなければならないということもありますが、 しまうという、それは非常にたくさん所有している人が今いるところ 賃貸契約ということは、 七ページのところなんですけれども、 再借上すると同じ所有者との賃貸契約にな 同じところを借り上げると、 所有者が限定されてしまうとい 同じ住宅を確保するので、そ 同じ所有者で限定して 所有者が限定、 実は区とその所有者と 今後の策定後 区 居住 営住  $\mathcal{O}$ 課

ざいませんが、 り負担になりますし、 宅は、一応それなりの基準がありましてつくっている住宅でございま 同一ということでございます。公営住宅というのは当初借り上げた住 〇事務局(北村住宅課長) んで、それなりの設備等を持った住宅として借り上げているものでご 入居者の方にとってもメリットが大きいのではないか、 アパートであればどこでもいいというわけでは決してございませ したがいまして、 また入居者の方、 再度借り上げて引っ越しをしていただくということはよ 再借上については引き続き借り上げていくことのほう ずっとその建物を借り上げるという趣旨ではご 生活圏が変わったりするということでございま それは再借上をすれば、 先ほど来出ているように相当高齢化もし 建物の所有者は このように

考えてございます。

 $\mathcal{O}$ 

うという、 とかの全体的な見直しという、 いろなバリエーションがこれからあって、そういう中で国も福祉 うようなことで、そこに若干の補助が出てアパートを建てていただい **〇大方会長** これはバブルのころに、 大体御質問はいただいたと思いますので。 きょうはこのぐらいでよろしければ、まだ時間もありますけれども、 続的に議論していくという、そういうことになると思いますが、 直しの時期だろうとは思うんです。 自体高齢者福祉とあわせてどういうふうに考えていくか。 向け住宅とか、そこにむしろ家賃補助か何か出すのがいいのか。いろ らで面倒を見るのか。 は、むしろ高齢者福祉のほうで特養とか、軽費老人ホームとか、そち もだんだん派遣切りとかいろいろなことがあって、所得が厳しくなっ ん高齢の単身者の方がふえるんだろうと思うんです。 出るのかもしれませんが、それはまた別の問題だろうと思います。 ね。ただ、これからだんだん空き家がふえてくると、そういうことが ンのオーナーさんがこれで借りてくれというような話はまだないです ますが、そういうタイプのものなんです。 というのが特徴で、名前が微妙に区営住宅とか区立住宅とか呼んでい すというのが、大都市で広がって、 て、一定の質のものについては家賃補助も若干出て、それを公的に貸 てくる。そういう中で、福祉や生活保護でどこまでやるのか。 ほかはいかがでしょうか。だんだん高齢化も進み、これからどんど がありまして、 結論を出すということではございませんで、今後もまた継 ちょっと広目の土地を持っている方の土地活用とい あるいは、 そういう時代ですから、 民間に任せて、サービス付き高齢者 それで新宿はさらに補助が手厚い ですから、きょうこの場でどうい ほ かの市ですと、 ですから、一般 次回いつとはまだはっきり あるいは若い人 公営住宅 特優賃という 抜本的. のマンショ あるい 政策

まけぶ。いう御要望がありましたらどうぞきょうのうちにいただければと思いいう御要望がありましたらどうぞきょうのうちにいただければと思いつくってみたらどうかとか、こういうことをさらに考える上でこういう資料をしておりませんが、こういうことをさらに考える上でこういう資料を

能なのかどうか、教えてください。る検討もされておりまして、その辺の議題というのは上げることが可んですけれども、住宅マスタープランでは、住まいの安全安心に対するですけれども、住宅マスタープランでは、住まいの安全安心に対する

○事務局(北村住宅課長) 今回はテーマとしては区営住宅というこ

○大方会長 今のような話題は次の住宅マスタープランのような議論○大方会長 今のような話題は次の住宅マスタープランとか、防災まちに反映させるか、あるいは都市計画のマスタープランとか、防災まちます。皆さんとその辺は懇談はしていきたいと思いますが、若干その他のが、この場でも主要な区営住宅の問題も議論しますが、若干その他のが、この場でも主要な区営住宅の問題も議論しますが、若干その他のが、この場でも主要な区営住宅の問題も議論しますが、若干その他のが、この場でも主要な区営住宅の問題も議論しますが、若干その他のが、この場でも主要な区営住宅の問題も表示します。

どういう議論ができるのか教えてください。 やらないという話なんですけれども、そんなものでいいのかという。 の伊藤委員 前任の者から話を聞いたんですが、年に二回ぐらいしか

**〇大方会長** そのときの課題によって年に四、五回やったりするとき

もあったと思います。この話は今後どんな感じでいきますか。

○事務局(北村住宅課長) 回数として少ないときは二回ほどのときいます。○事務局(北村住宅課長) 回数として少ないときは二回ほどのときいます。

 ○伊藤委員 まちづくりという中でいえば、都市計画審議会というの の伊藤委員 まちづくりという中でいえば、都市計画審議会というの のので話し合いができるのかどうか、教えてください。

住宅の問題を議論していただきたいということで議題に上がっている 〇大方会長 そういう御諮問を受けているわけではありませんが、 のまちづくり審議会、審議規則とか、設置要綱をよく読まないとわかのまちづくり審議会、審議規則とか、設置要綱をよく読まないとわかのまちづくり審議会、審議規則とか、設置要綱をよく読まないとわかますので、テーマに沿った議論というのが中心になるかと思います。 ますので、テーマに沿った議論というのが中心になるかと思います。

すので、 限定しろと言っても皆さん思いの筋はそれぞれ御主張されると思いま てまいると思うので、そんなに限定的にする必要はないと思いますし の環境改善にもうまく貢献するようにしろとか、いろいろな話題は出 うなことを十分配慮すべきだとか、区営住宅の建てかえに伴って周辺 えば今後区営住宅をつくっていく場合についても、今おっしゃったよ ていただく場だとは思いますが、でも住宅ともかかわりますので、例 それから、防災まちづくりの問題についても、 うようなものはございますね。どうですか、バリアフリー法関係は。 別の所管課もあろうと思いますし、 ということだと思います。ただ、一方で今おっしゃったようなお話は 所管しているところもあると思いますので、 よろしいんじゃないかと思いますけれども。 例えば福祉のまちづくり条例とい そちらがメーンに気論し 密集事業とかそちらを

心とした住宅まちづくりをどうするかということで、さまざまな御提 この審議会では、先ほど来会長からもございましたとおり、住宅を中 なっていますので、 点につきましては、採決をするというところがございます。といいま なってございます。 などについて都市計画の決定をするということで、 は地域冷暖房などの都市施設でありますとか、あるいはまた地区計画 市計画法に基づきまして、市街地再開発事業でありますとか、あるい 市計画審議会につきましては、 **〇鹿島委員** 先ほど**伊藤委員**から都市計画審議会の話が出ました。 言を今までもいただいてまいったということでございます。 ってくるというようなことで、 つきましては議会からも法律に基づいて委員を出すというような形に ものによりましては土地の権利等に直接かかわる計画が上が 他の審議会とちょっと違うところで、明確に違う 非常にこの審議会とは性格的にも違っております。 この審議会は条例に基づきますが 採決をして決めるというようなことに 都市計画審議会に 都 都

> くて、 会も、 ことは私としてはよろしいのではないかと思いますので、今後もよろ くってつくられている審議会でございます。 なものはそれぞれ進んでいると思いますので、 としては任意の地区のまちづくりをするとか、そういう協議会のよう そういう機関でありまして、積極的に政策を議論するというふうには 決定についての御諮問を受けて決議する。 すから、都市計画審議会というのは都市計画法にのっとって都市計 〇大方会長 しくお願いいたします。 ではなくて、あるいはそれに絡んで幅広にまちづくり全般を議論する で議論されているのではないかと思います。 なかなかならないです。ただ、 やんと反映されているかとか、 まちづくりとなっておりますので、 これは新宿区独自のものでありまして、 私もどちらかという都市計画のほうが専門に近いも そういう法定の都計審よりも、 そういうことをチェックするという、 意見書とか住民の意見がち 御諮問いただいたことだけ いずれにしろ、この 名前も、住宅だけではな わざわざ設置条例をつ 実質はそういうところ 宿区

いましょうか。何か御説明ください。では、そのくらいでよろしければ、あとは何か、今後の日程でござ

**〇事務局(山崎居住支援係長)** 今後の日程につきましては後日御連

**〇大方会長** 見通しとしては、しばらくはないという感じでよろしゅ

か、そのくらいにあるかもしれない、そんなことですか。 〇大方会長 少なくとも今年度中はない、連休明けぐらいか、夏ごス〇事務局(山崎居住支援係長) しばらくはないと思います。

**〇小田桐委員** 現状入居されている方の中で、今度反社会勢力といい

ですけれども。うなこととか、そういうことはないのでしょうか、伺っておきたいん賃料の未払いとか、そういったような管理状況で、何か困っているよ

**〇大方会長** いかがでしょうか。

○事務局(広瀬滞納整理主査)○事務局(広瀬滞納整理主査)暴力団関係でございますが、今現在

でしょうか。 るいは契約解除とか、そういった条文もきちんとうたっておられるのの小田桐委員(それに関しては確約書とか、あるいは誓約書とか、あ

以上でございます。 いまして、使用許可の取消条件の中でもそういったものがございます。 〇事務局(広瀬滞納整理主査) 入居の条件にそういった条項がござ

**〇小田桐委員** あとは、先ほど言った家賃の滞納はどうなんでしょう

○事務局(広瀬滞納整理主査) 家賃の滞納につきましては、滞納対の事務局(広瀬滞納整理主査) 家賃の滞納につきましては、別様にである。

〇小田桐委員 その比率といいますか、それはかなり小さいと思って

**〇事務局(広瀬滞納整理主査)** 全体の、例えば今千世帯あるとしま

ます。の中にはたまたま忘れてしまったとか、そういう方もまざってはおりの中にはたまたま忘れてしまったとか、そういう方もまざってはおりすと、大体五、六十ぐらいの感じかなというところでございます。そ

議題

四 その他

大方会長 まかこ寺こなければ、きようはこれこてお開き、〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

〇大方会長 ほかに特になければ、きょうはこれにてお開きというこ

**〇事務局(山崎居住支援係長)** 事務局から三点ございます。

てよろしいでしょうか。お諮りしていただきたいと思います。ておりますので、本日の議事録につきまして、ホームページに公開し都度、当日の議事録の公開についてお諮りさせていただくことになっ審議会議事録のホームページへの公開につきましては、審議会終了の一つ目でございます。審議会議事録のホームページへの公開です。

〇大方会長 よろしゅうございますか。

「異議なし」の声あり〕

〇大方会長 では、よろしくお願いいたします。

○篠原委員 今まではあらかじめ送っていただいて、確認していまし

**〇事務局(山崎居住支援係長)** 今まで同様に確認をしていただきま

のお名前と御住所、または連絡先を御案内名簿に掲載させていただいた方にお配りしております。ことし審議会委員ということで既に皆様のを開催しております。その際に御案内名簿を作成し交歓会に参加し続きまして、二点目です。毎年新宿区では新年賀詞交歓会というも

いと思いますが、よろしいでしょうか。いただく予定でございます。この件につきまして、御同意いただきただいたところでございますが、引き続き来年度の名簿にも掲載させてた上、一月五日に行われました新年賀詞交歓会の御案内をさせていた

O大方会長 いかがですか。

[「異議なし」の声あり]

〇事務局(山崎居住支援係長) ありがとうございます。

指定の口座に振り込む予定としております。本日の委員報酬のお支払い時期でございますが、三月の上旬に御ない場合がございましたら、事務局まで御通知いただきたいと思いま事務局へのお届先と変更されている場合、まだ事務局に連絡をしてい最後になります。委員の報酬についてです。委員報酬の振込先が

事務局からは以上でございます。ありがとうございました。

それでは、長時間ありがとうございました。 〇大方会長 ほかにございませんか。

午後三時四十八分閉会

- 23 -